

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件等の一部を改正する告示案等に係る意見公募手続の実施について

令和6年3月31日

出入国在留管理庁

令和5年2月21日付け閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」により、令和2年度に入国し本邦に滞在するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者については、新型コロナウイルス感染症の影響で入国が遅れたことを考慮し、国家試験を受験する機会を担保するため、6か月間の滞在期間の延長が決定されています。

また、同閣議決定により、令和2年度又は令和3年度に入国し本邦に滞在するインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者のうち一定の条件を満たす者については、特例的に滞在期間を1年延長し、就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に得られるようにすることが決定されています。

これらに伴い、国家試験合格を目指す、令和2年度に入国したインドネシア人看護師候補者、令和2年度に入国したインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人介護福祉士候補者並びに令和3年度に入国したインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師候補者の滞在期間の延長を可能とするため、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」等の一部改正を予定しています。

つきましては、これらの告示案について、国民の皆様から以下のとおり御意見を募集いたします。

意見募集要領

1 意見募集対象

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件等の一部を改正する告示案等（別添）

2 意見公募期間

令和6年3月31日（日）～令和6年4月29日（月）（必着）

※ 郵送の場合も、募集期間内の必着とします。

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servelet/Public>）内の本案件に係るパブリックコメントのページから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 利用可能なOSやブラウザは、電子政府の総合窓口（e-Gov）に準拠します。御使用の環境から提出できない場合は、下記（2）～（4）のいずれかの方法により提出願います。

(2) 電子メールの場合

電子メールアドレス：zairyukanri.1390@i.moj.go.jp

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURLへのリンクによる御意見は受け付けられません。

※ メールの件名を「パブリックコメント（EPA特例告示改正）」としてください。

(3) 郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（EPA特例告示改正）」と記載してください。

4 意見の提出上の注意

○ 提出していただく御意見は日本語に限ります。

○ 上記1の意見募集対象に関するもの以外の御意見は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承願います。

○ 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

5 その他

○ 提出された御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

○ 提出された御意見は、氏名、住所、連絡先等の個人情報を除き、また、必要に応じて整理又は要約した上で公表します。

○ 御意見とともに提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件意見募

集に関する業務にのみ利用し、それ以外の業務には利用しません。また、当該個人情報、法令に基づく場合を除き、事前に御本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。